様式第三（第二条関係）

租税特別措置法第６８条の４３第２項［　　］に該当する株式等であって同号の特定株式等であることの認定申請書

経済産業大臣　　殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	
特定法人の区分	

申請者名　　（署名又は記名押印）
住所

下記の株式等が租税特別措置法第６８条の４３第２項［　　］に該当する株式等であって同号の特定株式等であることにつき、租税特別措置法施行規則第２２条の４５第２項の規定による認定を受けたいので、申請します。

記

1　申請に係る株式等の払込み又は取得をする内国法人名（当該内国法人が申請者である場合にあっては、当該株式等の払込み又は取得をされる資源開発法人名）
2　当該株式等の払込み予定年月日又は取得予定年月日及び金額
3　当該株式等の区分（　株式・出資、設立・増資等　）

上記の申請は、租税特別措置法施行規則第２２条の４５第２項の規定により認定します。

※付記

経済産業大臣

記名押印

（備考）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　※印のある欄には、記入しないこと。
3　［　　］部分には、次の株式等の区分に応じ、下表に掲げる字句を記入すること。

株式等の区分	記入する字句
1　資源開発事業法人の株式等	第６号イ
2　資源開発投資法人の株式等	第６号ロ

○経済産業省告示第七十三号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第五条の七第二項、第二十条の二第二項及び第二十二条の二十四第二項の規定を実施するため、租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第二号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第二号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件の一部を改正する告示

租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第二号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件（平成二十三年経済産業省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条の四第五項」を「第五条の四第四項」に、「第二十七条の五第五項」を「第二十七条の五第四項」に改める。

第二条中「第五条の四第六項各号」を「第五条の四第五項各号」に、「第二十七条の五第六項各号」を「第二十七条の五第五項各号」に改める。

様式中「第５条の４第６項各号」を「第５条の４第５項各号」に、「第27条の５第６項各号」を「第27条の５第５項各号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第七十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十二条の四第一項の規定に基づき、同項に規定する財務目標及び財務目標達成日を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

租税特別措置法施行令第三十二条の四第一項に規定する財務目標は、事業再編の実施に関する指針（平成二十六年経済産業省告示第一号）二ロ(2)に掲げる目標とし、同項に規定する財務目標達成日は、同告示二ロ(2)に規定する三事業年度のうち最後の事業年度終了の日とする。

○国土交通省告示第四百二十七号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第八条第十七項及び第十八項の規定に基づき、平成二十二年国土交通省告示第二百六十八号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「附則第六条第二十項」を「附則第六条第十七項」に改め、「路線は」の下に「、本邦内の各地間の路線のうち」を加え、「除く本邦内の各地間の路線」を「除いたもの」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　地方税法施行規則附則第六条第十八項に規定する特に地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、前項に定める路線のうち、東京国際空港又は大阪国際空港を出発空港又は到着空港とする路線を除いたものとする。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十八号

住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十二条の規定に基づき、国が密集市街地の整備改善を通じた地域における居住環境の維持及び向上を図るため講ずべき施策を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏